

令和7年度第1回 静岡県小売業SAFE協議会

令和7年9月17日(水) 10:00~12:00

静岡地方合同庁舎4階

協議会次第

1 あいさつ

静岡労働局労働基準部長

2 労働行政の現況

(労働災害発生状況、労働局の取組等)

静岡労働局労働基準部 健康安全課長

3 売場もバックヤードも安全に！“腰と足元”を守る実践トレーニングセミナー

公益社団法人 静岡県理学療法士会

理事 小島 健 様

4 事務局からのお知らせ

- ・株式会社杏林堂薬局様の協議会加入について
- ・第2回協議会の開催予定について

5 協議等

- ・令和7年度の取組み目標について



令和7年度第1回 静岡県小売業SAFE協議会

労働行政の現況（労働災害発生状況等）

令和 7 年度第 1 回静岡県小売業SAFE協議会

厚生労働省 静岡労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労働災害発生状況
 - (1) 静岡県における
労働災害発生状況
 - (2) 小売業における
労働災害発生状況
 - (3) 静岡労働局ぬかづけ運動
- 2 エイジフレンドリー補助金
- 3 その他

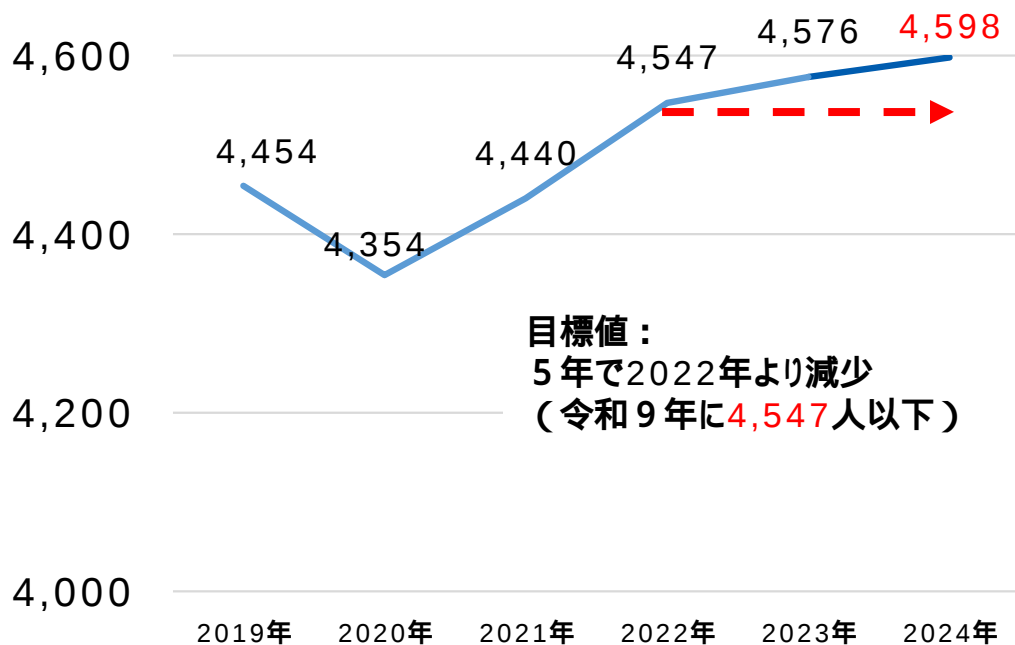
1 労働災害発生状況

(1) 静岡県における労働災害発生状況

事業者、労働者等が一体となって取り組む事項を定めた中期計画の中間年度となる静岡労働局における「第14 次労働災害防止計画」は、休業4日以上死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることを目標に設定していますが、増加傾向に歯止めがかかっていない状況であり、転倒が約4分の1、動作の反動・無理な動作を合わせ約4割、墜落・転落が2番目に多い。

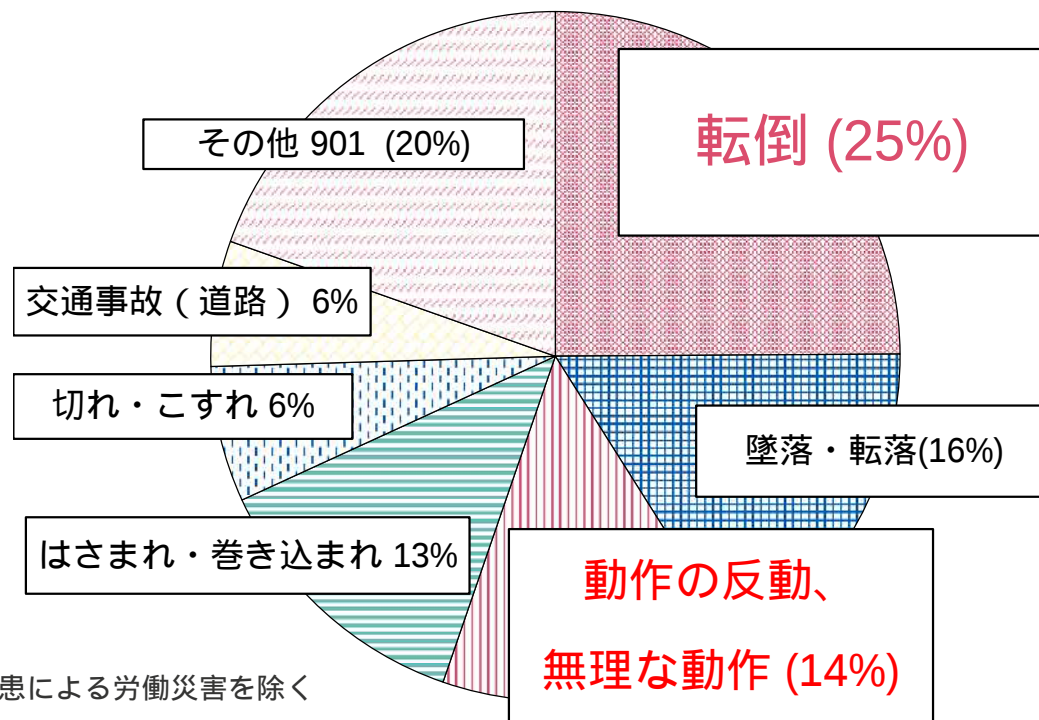
労働災害の推移（過去5年）

- 令和6年の死傷者数は前（令和5）年比で22人（0.％）増



労働災害の発生原因（令和6年）

- 「転倒」が25％
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が14％



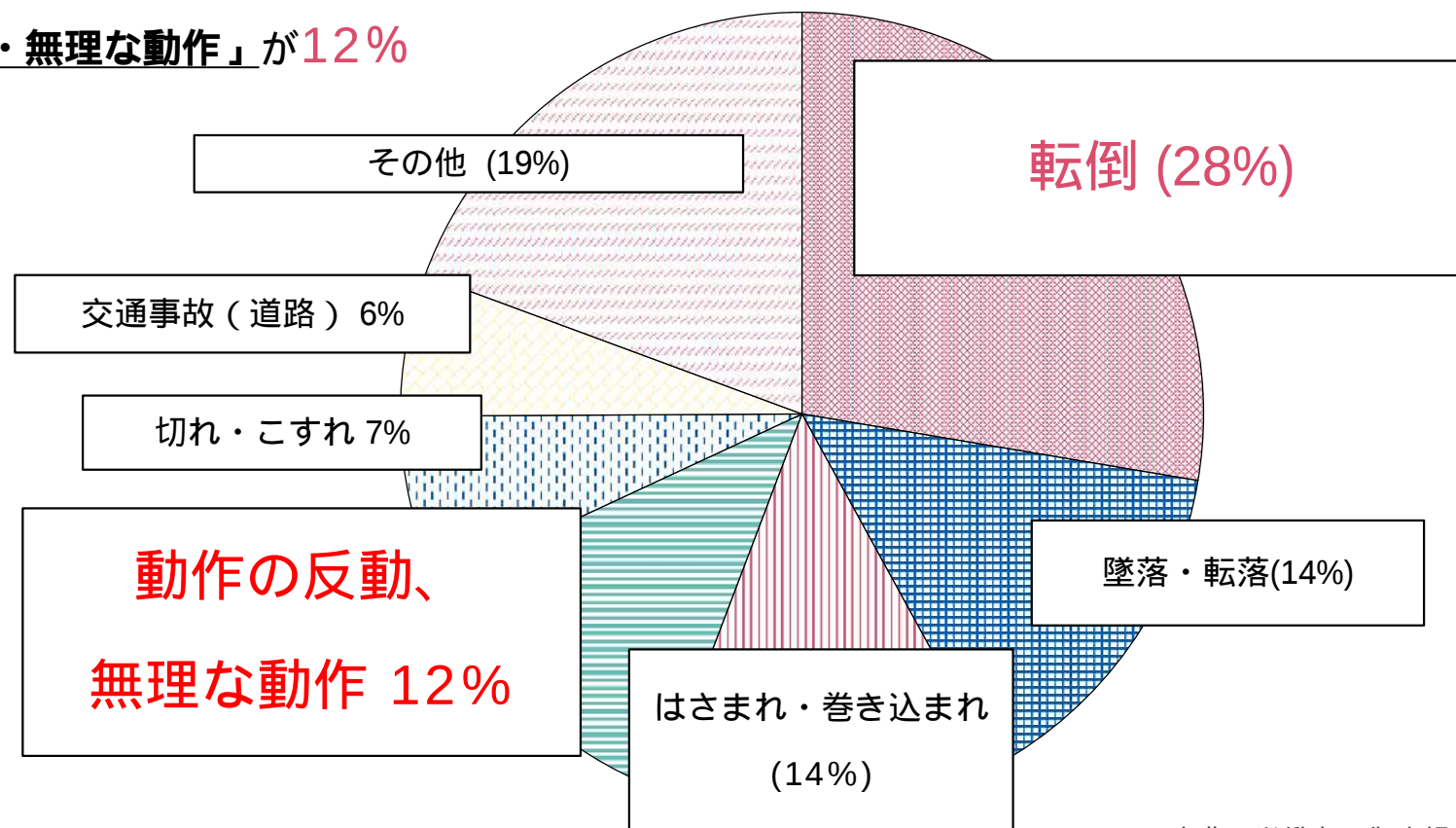
1 労働災害発生状況

(1) 静岡県における労働災害発生状況（令和7年8月末） 速報値

令和7年8月末日現在における静岡県内における休業4日以上之死傷者数は2,499人で、[前年同期比102人減少](#)となっており、[転倒が約28%](#)で最も多く、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、[動作の反動・無理な動作](#)の順に発生している。

労働災害の発生原因（令和7年8月末） 速報値

- 「転倒」が28%
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が12%



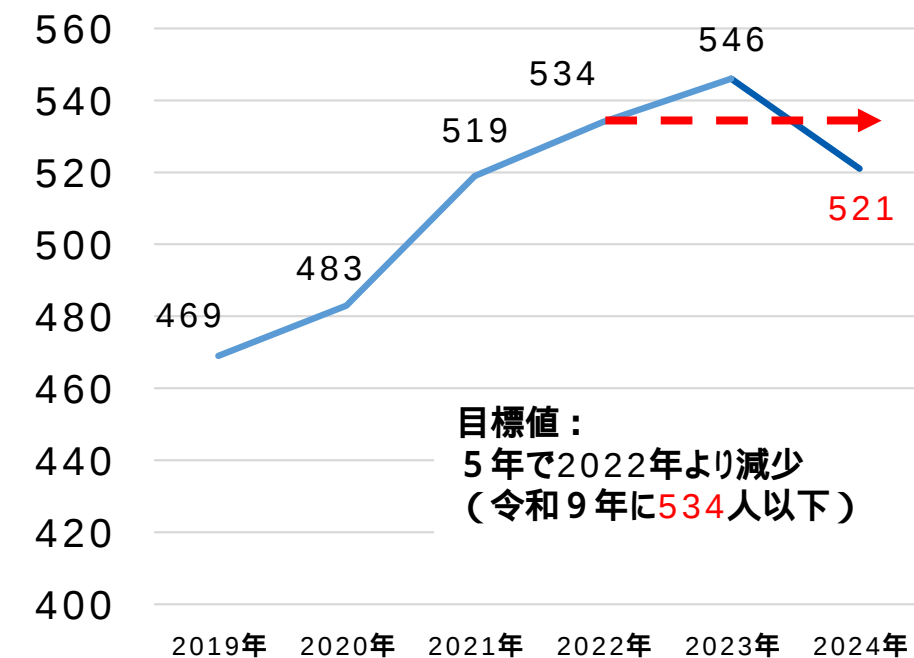
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況

静岡労働局における「第14 次労働災害防止計画」では、**小売業においても休業4日以上死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる**ことを目標に設定しており、令和6年においては**大きく減少**しているが、令和6年は、**転倒が約4割、動作の反動・無理な動作を合わせ約5割である**。

労働災害の推移（過去5年）

- 令和6年の**死傷者数**は前（令和5）年比で**25人（4.6%）減**

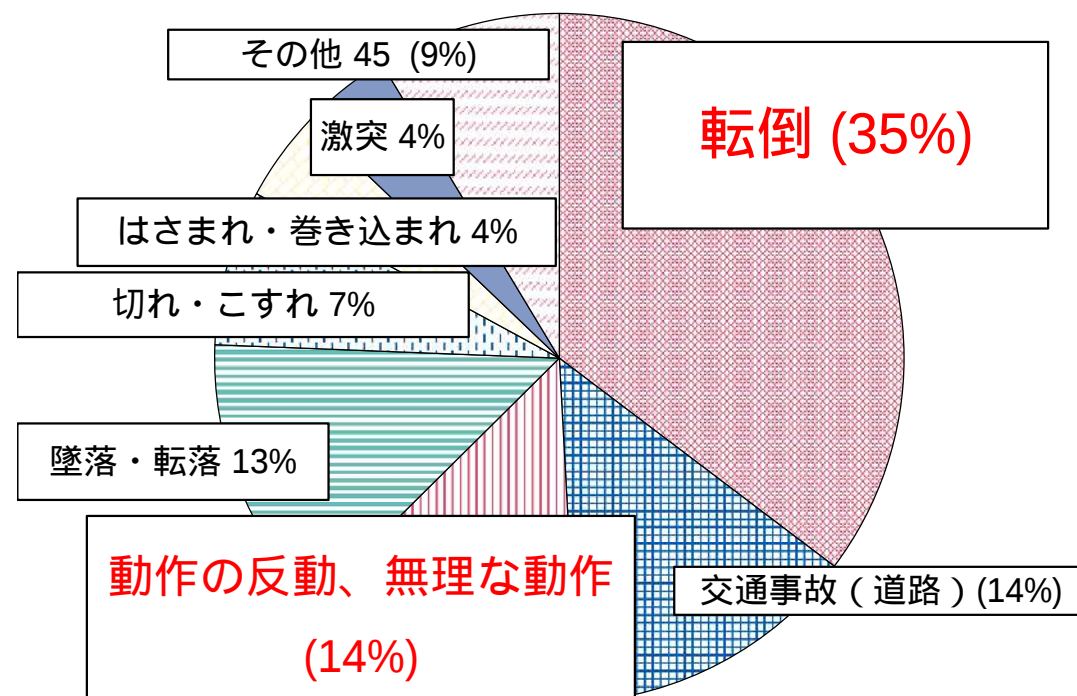


(人) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告

労働災害の発生原因（令和6年）

- 「**転倒**」が**35%**（うち骨折などにより約54%が休業1ヶ月以上）

- 腰痛などの「**動作の反動・無理な動作**」が**14%**



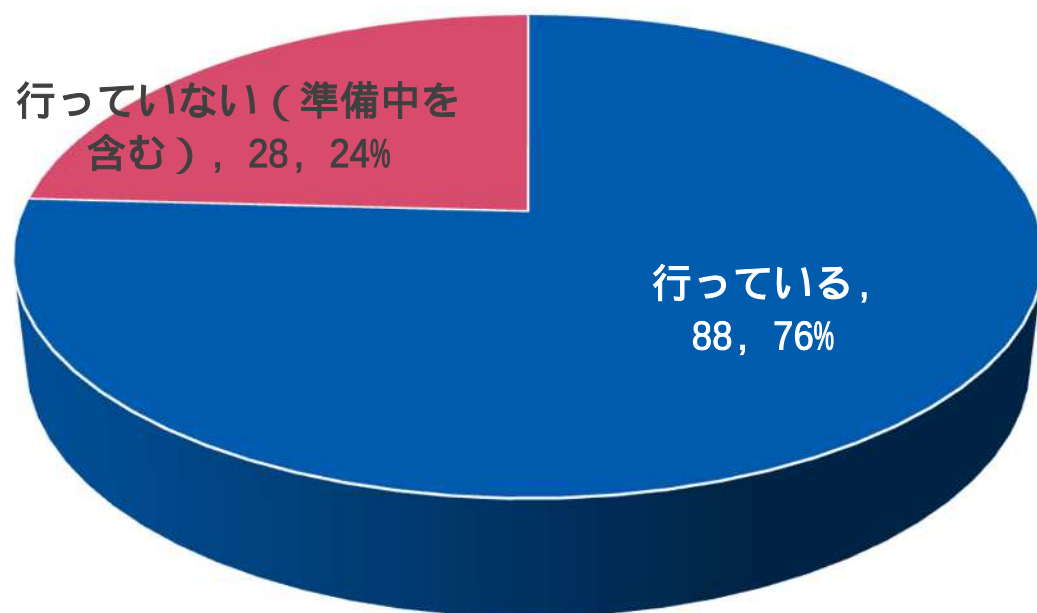
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況

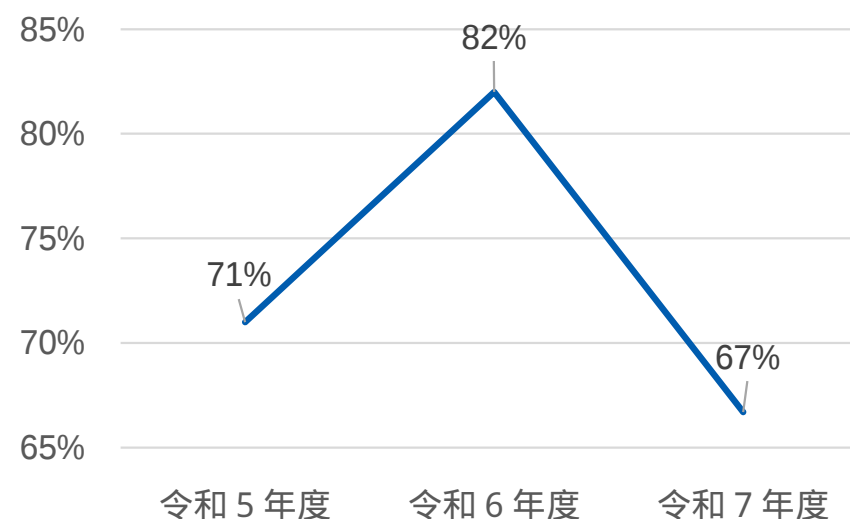
< 参考 >

静岡労働局における「第14 次労働災害防止計画」では、アウトプット指標として、**卸売・小売業の正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027（令和9）年までに80%以上とする。**ことを目標に設定しています。

正社員以外への安全衛生教育



対象回答数：106



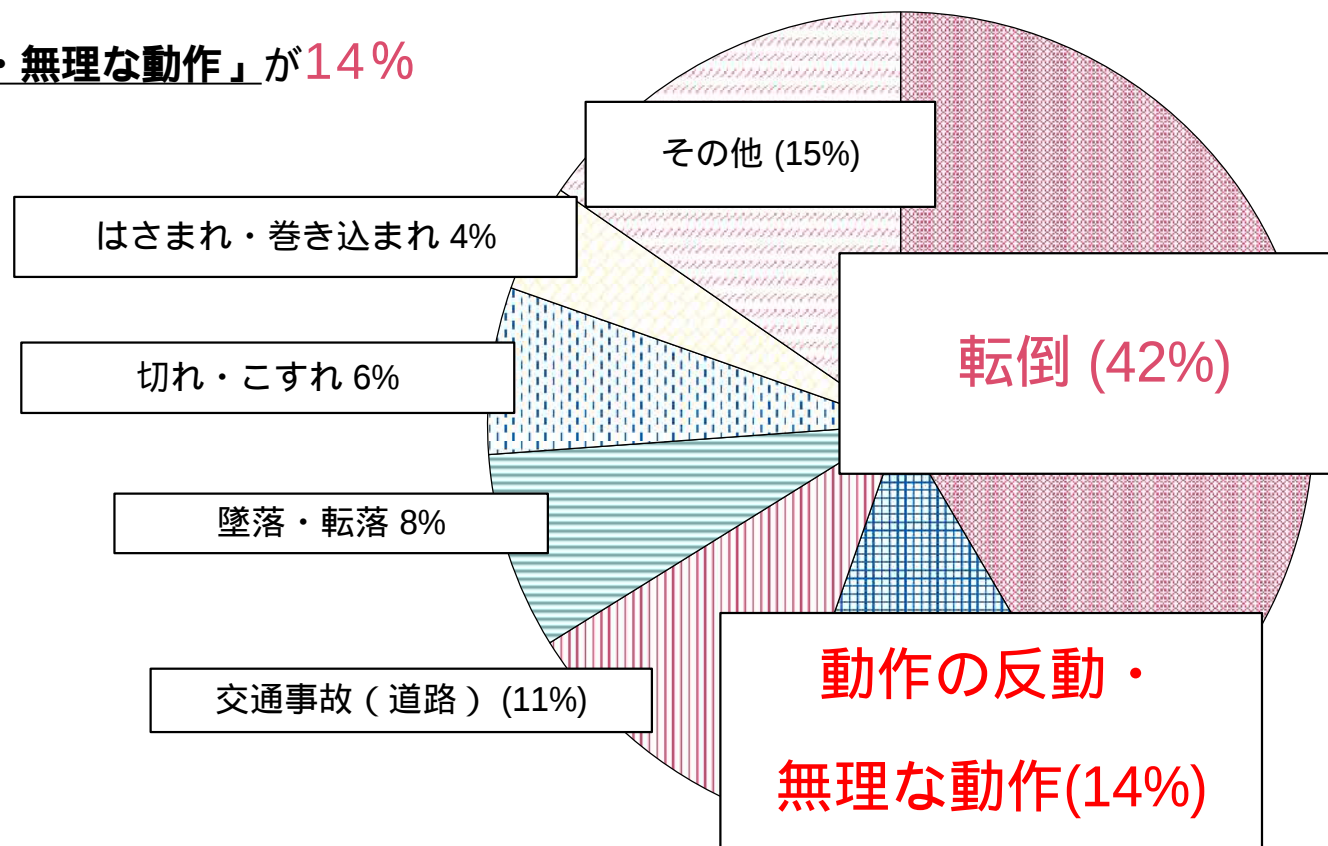
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況（令和7年8月末） 速報値

令和7年8月末日現在の小売業における休業4日以上之死傷者数は260人で、前年同期比20人減となっている。
内訳は、転倒が約4割、動作の反動・無理な動作を合わせ5割を超えている。

労働災害の発生原因（令和7年8月末） 速報値

- 「転倒」が40%
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が14%



1 労働災害発生状況 (3) 静岡労働局ぬかづけ運動

職場の安全対策を！



「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など危険な状態を見つけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業への意識づけ、教育などを行っていますか？



毎日の運動

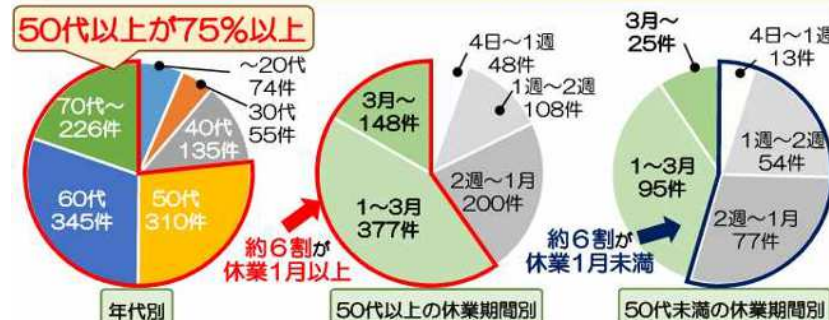
ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和6年 4,598件）



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

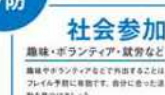
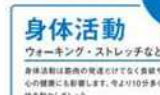
静岡県内における令和6年の転倒災害1,145件（確定値）の内訳



転倒災害の75%以上が50代以上で、50代以上の約6割は休業1月以上となっています。

フレイル予防の3つのポイント

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を推進することで活力に満ちた日々を送りましょう。



健康状態	Q1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	よい	まあよい	よくない
心の健康状態	Q2	毎日の生活に満足していますか	満足	やや満足	不満
食習慣	Q3	1日3食きちんと食べていますか	はい	いいえ	
栄養状態	Q4	半年前に比べて重いものが食べにくくなりましたか	いいえ	はい	
体重変化	Q5	お茶や汁物等でむせることがありますか	いいえ	はい	
	Q6	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	いいえ	はい	
	Q7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	いいえ	はい	
運動・散歩	Q8	この1年間に転んだことがありますか	いいえ	はい	
	Q9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	はい	いいえ	
認知機能	Q10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると書かれていますか	いいえ	はい	
	Q11	今日が何月何日かわからない時がありますか	いいえ	はい	
環境	Q12	あなたはたばこを吸いますか	吸っていません	吸っています	
社会参加	Q13	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	
	Q14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	はい	いいえ	
ソーシャルサポート	Q15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	はい	いいえ	

テン トウ 10月10日は『転倒予防』の日

○中央労働災害防止協会「STOP！転倒災害プロジェクト」

<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP！転倒 検索

※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局労働基準部健康安全課 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL.054-254-6314

[R7.4]

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

2 エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

新規設定

申請締切 →

安全衛生対策コース名	補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ➔ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ➔ 詳細は 3 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） ➔ 詳細は 4 ページ	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） ➔ 詳細は 4～5 ページ	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
【注意事項】 ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・複数コース併せての申請はできません。 ・コースごとに予算額を定めています。 ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。		

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 (ホームページ https://www.jashcon-age.or.jp)		
関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
	申請担当 電 話：03（6381）7507 FAX：03（6809）4086	支払担当 電 話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
お問合せ先	平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月12日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く>	
受付時間		

参考：エイジフレンドリーガイドライン

（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

ポイント



1. 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップ（社長など）が高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います（ハード面の対策）
- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います（ソフト面の対策）



3. 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例（転倒等リスク評価セルフチェック表）



4. 高齢労働者の健康や体力に応じた対応

- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づき取組に努めます。
- ・集団及び個々の高齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- ・労働者と関係者に高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない職種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



2 エイジフレンドリー補助金（総合対策コース）

I 総合対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- ・高年齢労働者の具体的な労働災害防止対策が分からない。
- ・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- ・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- ・ (ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・ (ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・ (ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

2 エイジフレンドリー補助金（職場環境改善コース）

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）



4 その他



立ち・座り仕事の
疲れに!

簡単
ストレッチで
体を
リフレッシュ



ストレッチの
ポイント

- ゆっくりと伸ばす
- 伸ばしているところに意識を向ける
- 呼吸を止めないように意識する
- KY(危険予知)を行い、周囲が安全であることを確認して実施する

4 その他

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

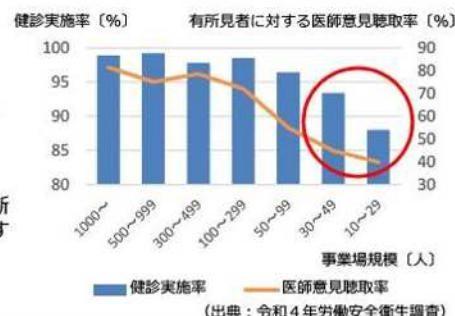
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診断・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら

